○佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

昭和60年8月2日
佐賀県教育委員会規則第5号

佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(趣旨)

第1条　この規則は、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)に基づき、佐賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の主管に属する同令第1条第2項に規定する公益信託(以下「公益信託」という。)の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19教委規則12・全改)

(引受けの許可の申請)

第2条　公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

(1)　設定趣意書

(2)　信託行為の内容を示す書類

(3)　委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(以下「履歴書」という。)(委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

(4)　信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書及び履歴書(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

(5)　運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員に就任を予定されている者の就任承諾書及び履歴書

(6)　財産目録

(7)　預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類

(8)　引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間)の事業計画及びこれに伴う収支予算書

(9)　その他教育委員会が特に必要と認める書類

(昭61教委規則1・平19教委規則12・一部改正)

(財産の移転の報告)

第3条　公益信託の引受けを許可された受託者は、速やかに前条第1項第7号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画等の届出)

第4条　受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。以下同じ。)開始前に、翌信託事務年度の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

2　受託者は、前項の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を変更したときは、速やかに、これを教育委員会に届け出なければならない。

(平19教委規則12・一部改正)

(事業報告)

第5条　受託者は、信託事務年度が終了したときは、終了後3月以内に、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

(1)　当該信託事務年度の事業状況報告書

(2)　当該信託事務年度の収支決算書

(3)　当該信託事務年度末の財産目録

(平19教委規則12・全改)

(公告)

第6条　受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(平19教委規則12・一部改正)

(信託の変更に係る書類の提出)

第7条　受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1)　信託の変更を必要とする理由を記載した書類

(2)　信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2　前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。
（平19教委規則12・全改）
（信託の変更の許可の申請）
第8条　受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　信託の変更を必要とする理由を記載した書類
(2)　信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
(3)　信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
2　前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。
（平19教委規則12・追加）
（信託の併合の許可の申請）
第9条　受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　信託の併合を必要とする理由を記載した書類
(2)　信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
(3)　信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
(4)　信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
(5)　第2条第4号から第7号まで及び第9号に掲げる書類
(6)　信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の併合後2年間）の事業計画書及び収支予算書
（平19教委規則12・追加）
（吸収信託分割の許可の申請）
第10条　受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
(2)　吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
(3)　吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
(4)　信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類
（平19教委規則12・追加）
（新規信託分割の許可の申請）
第11条　受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
(2)　新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
(3)　新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
(4)　信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
(5)　第2条第4号から第7号まで及び第9号に掲げる書類
(6)　新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、新規信託分割後2年間）の事業計画書及び収支予算書
（平19教委規則12・追加）
（受託者の辞任の許可の申請）
第12条　受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　辞任しようとする理由を記載した書類
(2)　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
(3)　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・旧第8条繰下・一部改正）
（検査役の選任の請求）

第13条　委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　選任を請求する理由を記載した書類
(2)　検査役の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・追加）
(受託者の解任の請求)
第14条　委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　解任を請求する理由を記載した書類
(2)　新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・追加）
(新たな受託者の選任の請求)
第15条　利害関係人は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により、新たな受託者の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　受託者の任務終了の事由を記載した書類
(2)　新たな受託者となるべき者に係る第2条第3号に掲げる書類及び就任承諾書
（平19教委規則12・追加）
(信託財産管理命令の請求)
第16条　利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　受託者の任務終了の事由を記載した書類
(2)　信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
(3)　信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・追加）
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)
第17条　信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等(信託法第66条第4項各号に掲げる行為をいう。以下この条において同じ。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
(2)　許可を受けようとする理由を記載した書類
2　前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。
（平19教委規則12・追加）
(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)
第18条　信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　辞任しようとする理由を記載した書類
(2)　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
(3)　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
2　前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。
（平19教委規則12・追加）
(信託財産管理者等の解任の請求)
第19条　委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　解任を請求する理由を記載した書類
(2)　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
2　前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。
（平19教委規則12・追加）
(信託財産法人管理命令の請求)

第20条　利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　受託者の死亡の事実を記載した書類
(2)　信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
(3)　信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・追加）
（信託管理人の選任の請求）
第21条　利害関係人は、信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　選任を請求する理由を記載した書類
(2)　信託管理人となるべき者に係る第2条第4号に掲げる書類及び就任承諾書
（昭61教委規則1・一部改正、平19教委規則12・旧第11条繰下・一部改正）
（信託管理人の辞任の許可の申請）
第22条　信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　辞任しようとする理由を記載した書類
(2)　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
(3)　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・追加）
（信託管理人の解任の請求）
第23条　委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　解任を請求する理由を記載した書類
(2)　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
（平19教委規則12・追加）
（新たな信託管理人の選任の請求）
第24条　利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
(2)　新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第4号に掲げる書類
（平19教委規則12・追加）
（信託の終了の請求）
第25条　委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
(1)　信託の終了を請求する理由を記載した書類
(2)　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
(3)　残余財産の処分の見込みに関する書類
（平19教委規則12・追加）
（諸届出）
第26条　受託者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、書面をもって教育委員会に届け出なければならない。
(1)　受託者の氏名、住所又は職業（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）
(2)　信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）
2　前項第2号に規定する事項に係る届出が、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第2条第4号又は第5号の書類を添付しなければならない。
（平19教委規則12・追加）
（書類及び帳簿の備付け等）
第27条　受託者は、その信託事務を行う事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
(1)　信託行為及びこれに附属する書類
(2)　委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書（これらのものが法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為）

(3)　運営委員会等の議事に関する書類
(4)　収入支出に関する帳簿及び証拠書類
(5)　資産台帳及び負債台帳
(6)　官公署往復書類
(7)　その他必要な書類及び帳簿
（平19教委規則12・旧第13条繰下・一部改正）
(業務の監督)
第28条　教育委員会は、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。
2　教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。
3　教育委員会は、法第4条の規定により、必要があると認めるときは、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。
4　第1項の規定により、職員が実地に検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
（昭61教委規則1・一部改正、平19教委規則12・旧第14条繰下・一部改正）
(公益信託終了の報告等)
第29条　受託者は、信託が終了したときは、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。
2　清算受託者は、信託の清算が結了したときは、清算結了後1月以内に、次の各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。
(1)　信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
(2)　信託の清算結了時における財産目録
(3)　残余財産の処分に関する書類
（平19教委規則12・追加）
(補則)
第30条　この規則に定めるもののほか、公益信託の引受けの許可及び監督に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
（平19教委規則12・旧第17条繰下）
附　則
(施行期日)
1　この規則は、公布の日から施行する。
(佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則の一部改正)
2　佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)
3　佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則(昭和61年教委規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。
附　則(平成19年教委規則第12号)
(施行期日)
1　この規則は、平成19年9月30日から施行する。
(教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
2　教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年佐賀県教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附　則(令和8年教委規則第2号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。